

中野区環七沿道地区の地区計画

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 防災まちづくり係

〒164-8501 中野区中野4-8-1（中野区役所9階） TEL 03-3389-1111(代)

■ 地区の概要

「環七沿道地区」は、区の中西部を南北に貫く環状7号線の沿道に位置し、早稲田通りや新青梅街道との交差点を含み道路交通量が極めて多い地域です。南部は中野駅や高円寺駅に近く、中央部は野方駅で西武新宿線と交差しています。

環状7号線の開通に伴い、沿道地区は住宅街から徐々に事務所・商業ビルなどが混在する街に変貌し、車の交通量が増えるとともに道路交通騒音が著しくなり、沿道の環境が悪化してきました。そこで、昭和60(1985)年に環状7号線沿道の環境整備を図るために、その沿道概ね20mの範囲（面積約7.6ha、延長約1.9km）に地区計画(同年6月3日)と建築条例(同年6月10日施行)が定められました。



環七通り

- 都市計画中野区環七沿道地区計画
昭和60年6月3日中野区告示第60号（決定）
平成9年4月4日中野区告示第41号（変更）
- 中野区環七沿道地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
昭和60年6月10日公布中野区条例第18号（決定）
平成9年3月26日公布中野区条例第14号（変更）

※防音工事助成、緩衝建築物の建築費等一部負担の問合せについては、下記連絡先へ。
東京都建設局道路管理部管理課（都庁第二本庁舎7階南側） 電話 03-5320-5279

■ 地区計画の名称・位置・面積

名 称	中野区環七沿道地区計画
位 置	中野区大和町一、二丁目、野方一、二、三、四、五、六丁目及び丸山一、二丁目 各地内
面 積	約7.6ha


■ 沿道の整備に関する方針

道路交通騒音により生じる障害の防止に関する方針	本地区の住居系建築物の防音構造化を促進するとともに、環状7号線に面する建築物の適切な誘導配置により背後地域への道路交通騒音を防止する。
土地利用に関する方針	本地区は環状7号線の開通後、かつての住宅地が徐々に変貌をとげて事務所・商業ビル等が混在する街になっている。これをより幹線道路の沿道にふさわしい適正かつ合理的な土地利用に誘導するとともに、防災上も有効な街並みとする。同時に公園や緑地の適正配置により、うるおいのある沿道環境をつくる

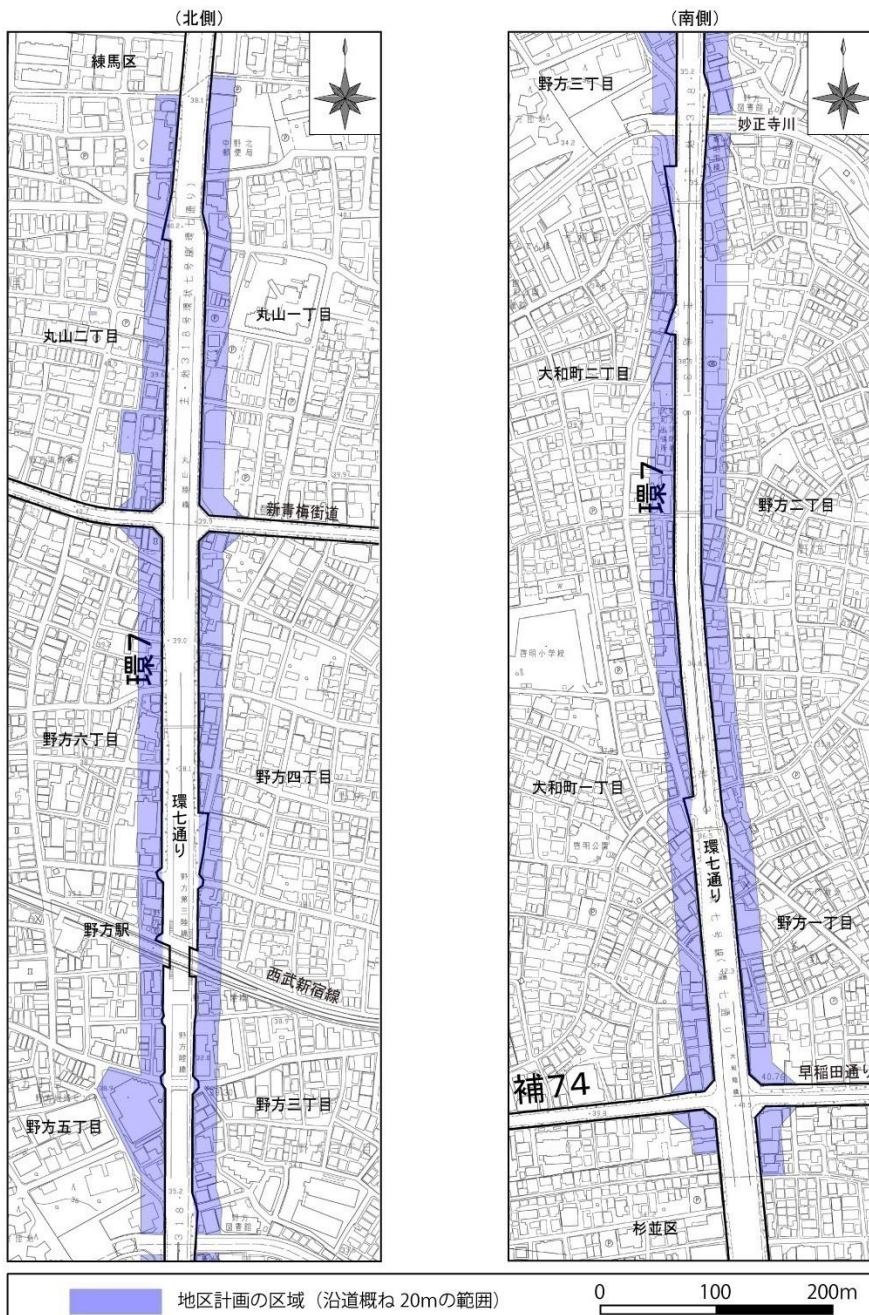
■ 沿道地区整備計画

◆ 建築物等に関する事項

建築物等に関する事項	区 分	環状7号線に面する建築物	それ以外の建築物
	建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度	7/10	
建築物の高さの最低限度		環状7号線の路面の中心からの高さが5m	特に定めない

区分	環状7号線に面する建築物	それ以外の建築物
建築物等に関する事項	<p>建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限</p> <p>住宅その他の静穏を必要とする建築物について、居室部分の閉鎖した際の窓、出入口並びに屋根及び壁等は防音上有害な間隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造であることとする。</p> <p>なお、建築基準法施行令第136条の2の5の第1項第16号（建築物の構造に関する防音上必要な制限）に定める措置を講じるものとする。</p> <p>環状7号線の路面の中心からの高さが5m以下の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等、遮音上有効な構造とする。</p> 	<p>住宅その他の静穏を必要とする建築物について、居室部分の閉鎖した際の窓、出入口並びに屋根及び壁等に防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造であることとする。</p> <p>なお、建築基準法施行令第136条の2の5の第1項第16号（建築物の構造に関する防音上必要な制限）に定める措置を講じるものとする。</p>

環七沿道地区 計画概要図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1の地形図（道路網図）を複製・使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)24 都市基交測第225号 平成24年12月27日 (利用許諾番号)MMT 利許第009号-10 平成24年12月27日
 (承認番号)24 都市基街測第174号 平成25年1月7日

建築ご予約の皆様へ

東京都が行っている「緩衝建築物」の 助成制度をご存知ですか？

環7に面している住宅・店舗・非住宅の建替え・新築が対象
(3階相当分まで)

住宅の場合、対象面積が100㎡当たり 約200万円
店舗・非住宅の場合は、100㎡当たり約250万円
が助成されます。

助成を受けるには、条件がございますので
★ お気軽にご相談ください。 ★

東京都緩衝建築物の建築費等一部負担

検索

【問い合わせ先】
東京都 建設局 道路管理部
管理課（沿道整備担当）
TEL：03-5320-5279

URL ⇒ <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/gaiyo/kansyo.html>

東京都建設局道路管理部

 東京都建設局